## 奨学のための給付金 家計急変世帯向け案内

- ○<u>令和2年1月以降に、新型コロナウイルスによる影響で家計が急変し、非課税相当となった世帯について、奨学のための給付金を支給します。</u>
- 〇<u>家計急変の発生事由を証明する以下の書類等により、家計急変発生後1年間の所得見込み額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定します。</u>

## •提出書類及び注意点

提出	出書類	注意点
受給申請書		<ul> <li>・黒のペン又は、黒のボールペンを使用してください (消せるボールペン等の使用は不可)</li> <li>・訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記載してください</li> <li>・修正液、修正テープ使用しないでください</li> </ul>
する書類(3	①家計急変世帯判定表	在学する学校で受け取ってください 1年間の所得の見込み額を記入してください 給与所得の場合・・・②の上の表をご記入ください 事業所得の場合・・・②の下の表をご記入ください
	②家計急変前の収入を証明 する書類 ※住民税所得割が非課税 でない証明書	・令和2年度課税証明書(保護者(親権者)全員分のもの) ※住民税所得割が非課税の場合、家計急変世帯としての申請は できませんので、通常申請で申請してください
	③家計急変の発生事由及び 家計急変後の収入を証明 する書類	<ul> <li>・離職票</li> <li>・雇用保険受給資格者証</li> <li>・解雇通知書</li> <li>・破産宣告通知書</li> <li>・廃業等届出</li> <li>・会社作成の給与見込</li> <li>・直近の給与明細(3か月分)</li> <li>・税理士又は公認会計士の作成した証明書類</li> <li>・・・等</li> </ul>
		・扶養親族分の健康保険証の写し ※所得税法上の扶養親族に限る
扶養誓約書		・非課税世帯(第2子)の申請で、扶養の状況が確認できない (被保険者の名前が確認できない)場合のみ必要
		※県外の高等学校等に在学中の場合のみ必要

※偽りその他不正の手段により給付金を受給しようとし、又は受給したとき及び明らかに給付金を支給の 目的以外の目的に使用したと認められるときは、即時返還していただきます。

※給付金申請後に就職等により年収見込額に変更があった場合、必ず生涯学習課まで申し出てください。



和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班 Tel: 073-441-3758 Fax: 073-441-3724